

業務マニュアル

< I、理念 > ゆっくり、楽しく、自由に

上記の理念は以下の権利や倫理綱領に則ります。

【利用者の権利】

- 1 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- 2 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好みおよび主体的な決定が尊重される権利
- 3 安心感と自信をもてるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的にうける権利
- 4 必要に応じて適切な医療をうけることについて援助を受ける権利
- 5 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利。
- 6 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利。
- 7 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利、
- 8 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利、
- 9 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または、第三者機関の支援を受ける権利

【グループホームの倫理綱領】

- 1 私は、利用者を個人として尊重し、プライベートを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努めます。
- 2 私は、利用者が主体的な決定を行えるよう支援し、その決定を尊重します。
- 3 私は、利用者が安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
- 4 私は、利用者がその能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに適切な医療が受けられるよう援助します。
- 5 私は、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
- 7 私は、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の

一員として生活することを支えます。

- 8 私は、暴力や虐待及び身体的精神的拘束を行いません。
- 9 私は、いかなる理由においても差別は行いません。
- 10 私は、苦情を前向きにとらえ、職員チームが一体となってより良いサービスにつながるよう努めます。
- 10 私は、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

*介護職員は、“グループホーム都和のはな”の職員として、どのような時も利用者の権利を守り、日々、倫理綱領に則った職務に努める。

<2、認知症の方のケア>

- 1 誇りやプライバシーを尊重した、さりげない言葉かけをする。
- 2 一人ひとりの力に合わせて、入居者自身が決定する場面をつくる。
- 3 利用者が主人公となって暮らし、役割を持てるよう、職員がそのペースに合わせて、常に希望を知るよう努める。
- 4 個別の身だしなみ・嗜好を楽しめるよう支援する。
- 5 食事に関する作業に、それぞれの能力に応じて準備から片づけに至るまで関わり、好みの物を、美味しく楽しく、一緒に食べる。
- 6 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、それぞれが習慣となる気持ちの良い排泄リズムに合わせた支援をする。(サインを把握する)
- 7 ご本人の意向に合わせた入浴援助を行う。
- 8 日中の活動を促し、生活リズムを整えたくうえで、安眠・休息を取り入れる。
- 9 日常的に外出する機会をつくり、希望にあわせて普段は行けない場所へも、個別に実現へ向けて取り組む。
- 10 それぞれの、ご家族や馴染みの旧友など、大切な人との関係継続を支援する。
- 11 身体拘束をしない、日中は鍵をかけないケアを実践し、尚且つ安全に配慮する。
- 12 事故や災害に備えて、準備や訓練を行う。
- 13 身体状況を把握し、感染症や食中毒などの予防に努める。
- 14 居心地の良い環境をつくり、換気・空調の配慮を行い、常に清潔にする。
- 15 地域の方や、ボランティアの方々とのコミュニケーションをフォローする。